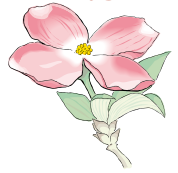


人権ひろば



心のつながりすてきな笑顔 ⑪
12月4日～10日は、人権週間です

世界人権宣言が昭和23年12月10日の国際連合総会において採択されました。そこで国際連合では、12月10日を世界人権デーと定め、わが国においては、12月4日から10日までを人権週間と決めました。

世界人権宣言の第1条では、「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない」と定めています。

また、日本国憲法では、第11条に「国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる」と定め、基本的人権を保障しています。

このように、日本においても世界においても、人権は平等に保障されるべきものです。しかし、現実には、いわれない差別、いじめや虐待、社会参加を阻む障壁な

どに悩み苦しんでいる人々がいます。日常生活の中で、常に人権に対する正しい知識と人権を尊重する意識を持ち、互いに相手を思いやる気持ちを持つことが大切です。

人権週間であるこの機会に、身の回りにある人権について見つめ直してみませんか。

(人権啓発広報編集委員会)

人権標語 (中学2年生の作品)

差別には ぼくも私も きびしい目

人権週間記念講演会 参加費 無料

子ども理解をどのようにすすめるか
とき 7日(金)19時～20時30分
ところ 人権文化センター(長谷一丁目)
講師 県人権擁護委員連合会子ども人権委員会副委員長 松尾 誠さん

講談に生きる、人の繋がり
とき 9日(日)13時30分～15時
ところ リージョンプラザ
講師 講談師、三原市ふるさと大使 日向ひまわりさん
※詳細は20ページに掲載。
問い合わせ先 人権推進課 (☎0848・67・6044)

消費生活相談

82

姓名判断で悩みを相談し、高額な印鑑を買ってしまった

《相談内容》

突然、家に業者がやってきて、名前と生年月日から姓名判断をしてくれた。「何か悩みがあるのではないか」と言われ、息子が結婚できないことを相談すると、息子の名前が姓名判断し、「開運鑑定付きの印鑑を作れば、息子は必ず結婚できる」と言われた。息子が結婚できるならと15万円で印鑑を購入した。しかし、よく考えると高額なので解約したい。どうしたらよいか。

《アドバイス》

相談者には、開運商法について説明しました。そして、今回の契約について経緯や問題点を書いた契約解除通知書を業者に送付した結果、無条件で解約できることになりました。

人の弱みや不安を聞きだして、「運が開ける」「先祖の因縁を絶つため」と言い、高額な印鑑や仏具を勧めたり、祈禱料などの名目でお金を請求する商法は、開運商法や靈感商法と

呼ばれています。販売目的を隠して訪問し、「買えば必ず結婚できる」など事実ではないことを言って勧誘することは法律で禁止されています。

消費者トラブルは、泣き寝入りしないで、消費生活センターに相談しましょう。



消費生活センター

☎0848・67・6410

専門の相談員が、消費生活の困り事の解決策を一緒に考えます。

とき 24日・31日を除く月～金 曜日9時～12時、13時～16時
ところ 市役所本庁5階
※電話相談も可能です。

【巡回相談予約制】
とき 7日(金)・14日(金)・21日(金)14時～16時

ところ 本郷・久井・大和支所
申し込み 相談日の前日まで
に、消費生活センターまたは
商工振興課(☎0848・67・6072)へ